

第11次会津若松市交通安全計画（案）への意見募集結果について

募集方法及び結果は下記のとおりです。

1 募集期間

令和3年12月24日（金）～令和4年1月24日（月）

2 提出者数

1名

3 提出方法

ファクシミリにて送付

4 意見件数

4件

5 意見の要旨と回答

	意見（要旨）	回答
1	信号機のない横断歩道での「手上げ横断」については、実験により効果が実証された事例もあることから横断時の交通安全対策として有効であると考え。そこで、信号機のない横断歩道を横断する際は、「横断旗」又は「手上げ」による横断の意思表示のルール化が必要である。	歩行者が横断する際の「手上げ横断」については、令和3年4月に交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針が改正され、歩行者が横断する際の運転者に対する意思表示が明確に規定されました。 この改正を踏まえ、本市においても交通安全教育や啓発活動等を通じ、歩行者には横断時における運転者への「手を上げる」などの明確な意思表示を推進するとともに、運転者には横断歩道における歩行者優先義務の徹底を図っていきます。
2	「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され、令和4年4月1日から自転車損害賠償責任保険への加入が義務化されることから、施行内容の周知・広報が必要である。	「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に関する周知については、各種啓発やホームページ等を活用した広報に努めるとともに自転車の整備点検や損害賠償保険等への加入を推進していきます。
3	信号機のない横断歩道には、行政として「横断旗・旗入れ」の設置を要望する。	横断旗・旗入れについては、通学路となっている信号機のない横断歩道を対象に設置しており、要望等があった場合は、設置条件等を勘案し対応していきます。
4	「ゾーン30」指定道路には、グリーンのパイントによる明確な道路標示を要望する。	「ゾーン30」の路面標示については、「交通規制基準」において、背景色は原則、緑色とされており、その設置、維持管理は、警察が行っていることから、退色箇所について、適時、警察と情報共有を図り、適切な維持管理を要請していきます。